

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年3月31日

【会社名】 株式会社京都ホテル

【英訳名】 THE KYOTO HOTEL, LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福永 法弘

【本店の所在の場所】 京都府京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4

【電話番号】 京都075（211）5111（大代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 西川 治彦

【最寄りの連絡場所】 京都府京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4

【電話番号】 京都075（211）5111（大代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 西川 治彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成29年3月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年3月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、事業年度を「毎年1月1日から12月31日まで」としてしておりますが、決算事務の効率化及び営業施策上の観点に加えまして、筆頭株主である株式会社ホテルオークラの事業年度との整合性を図るために、当社の事業年度を「毎年4月1日から翌年3月31日まで」に変更することとなりました。なお、決算期の変更に伴い移行期間となる第99期事業年度は、平成29年1月1日から平成30年3月31日までの15ヶ月間となります。

これに伴い、現行定款第11条、第12条、第38条、第39条につき所要の変更を行うものであります。また事業年度の変更に伴い、経過措置として新たに附則を設けることといたします。

第2号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額 33,090,018円

ロ 効力発生日

平成29年3月27日

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、福永法弘、成瀬正治、杉田 洋、奥田昭人、西川治彦、善養寺 明、千 玄室、清原當博、高麗積克及び細見麗子を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、酒井康夫を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	86,204	58	0	(注) 1	可決 92.8
第2号議案	86,129	133	0	(注) 2	可決 92.7
第3号議案					
福永法弘	86,108	154	0	(注) 3	可決 92.7
成瀬正治	86,109	153	0		可決 92.7
杉田 洋	86,119	143	0		可決 92.7
奥田昭人	86,119	143	0		可決 92.7
西川治彦	86,109	153	0		可決 92.7
善養寺明	86,099	163	0		可決 92.7
千 玄室	86,059	203	0		可決 92.6
清原當博	86,044	218	0		可決 92.6
高麗積克	86,109	153	0		可決 92.7
細見麗子	86,117	145	0		可決 92.7
第4号議案					
酒井康夫	86,146	116	0	(注) 3	可決 92.7

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。